

令和6年3月12日14時00分  
近畿地方整備局  
京都国道事務所

## 道路法第47条第2項違反者(重量超過車両)の告発について

重量の制限値の2倍を超える車両を通行させ事故を起こした、運転者と雇用主である会社に対し、京都国道事務所は、3月8日下記の通り京都府警察あて告発を行いましたのでお知らせします。

令和5年11月19日京都市東山区の一般国道1号にて、事故を起こした特殊車両について、計測の結果、車両制限令の基準の2倍を超える車両を通行させていた事が判明したため、道路法第47条第2項違反として、車両を通行させた運転手及び誘導車の運転手を同法第104条第1号、並びに所属会社を同法第107条に該当するものとして、3月8日、京都府東山警察署に告発しました。

今回の違反は、車両制限令で定められた一般的制限値25tを大きく超過する車両総重量でオールテレーンクレーンを通行させ事故に至ったもので極めて悪質であると考えております。

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、全走行車のわずか0.3%の重量を違法に超過した大型車両が、道路橋の劣化の9割以上を引き起こしている事から、国土交通省は平成27年1月に、車両総重量が基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、その違反の事実をもって告発を行う方針を打ち出しており、本件は、この方針に基づき告発をおこなうものです。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 京都府政記者クラブ、京都市政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所  
副所長 西田 靖志 (にしだ やすし)  
管理第一課長 矢野 学 (やの まなぶ)  
電話:075-351-3300(代表)

## 違反概要

1. 違反日時（事故発生） 令和5年11月19日（日）22時14分頃
2. 違反場所 一般国道1号 京都市東山区清閑寺山ノ内町16番地先
3. 違反内容

	車両総重量
①当該車両の実測値 (定員2名分加算)	71.57t
②車両制限令の一般制限値	25.00t
③超過値【①-②】	46.57t

4. 状況写真



## 関係法令等（抜粋）

### ●道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽けん引している場合にあつては当該牽けん引されている車両を含む。第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

- 2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

第四百四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させたとき。

第四百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条まで（第百二条第四号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### ●平成27年1月23日 記者発表資料

「車両の通行の制限について」等の一部改正について

#### 改正の概要

1. 「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）別添2「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」の内容について、道路法第47条第2項の規定に違反して、車両の総重量の最高限度の2倍の重量（法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両にあつては、許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量）以上の特殊車両を通行させた場合には、告発の対象とすることを規定します。